

保護者様

学校感染症で欠席された場合、この意見書を提出すれば出席停止扱いとなります。
この意見書を和泉市以外の医療機関で発行してもらう場合、意見書代が必要となる場合があります。

和泉市立北松尾小学校長

学校感染症に係る登校・登園に関する意見書

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則第19条にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、平成 年 月 日 以降の登校・登園が可能であると判断しました。

学 年		組		氏 名	
--------	--	---	--	--------	--

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| 1 麻疹（はしか） | 9 腸管出血性大腸菌感染症 |
| 2 風疹 | 10 流行性角結膜炎 |
| 3 水痘（みずぼうそう） | 11 急性出血性結膜炎 |
| 4 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 12 A群溶血性連鎖球菌咽頭炎（A群溶連菌感染症） |
| 5 百日咳 | 13 感染性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルスなど） |
| 6 咽頭結膜熱（プール熱） | 14 アデノウイルス咽頭炎（アデノウイルス感染症） |
| 7 結核 | 15 その他の感染症 |
| 8 インフルエンザ | (病名) |

- その他の感染症とは、必ずしも感染症法・学校保健安全法に規定された感染症に限らず、出席停止措置が望ましい疾患すべてが対象となります。

平成 年 月 日

医療機関：

診察医師： _____

医療機関へお願い

和泉市立小中学校、幼稚園および和泉市内の私立幼稚園では、学校感染症にかかった子どもが登校（園）するときは、この意見書を提出するよう指導しておりますので、よろしくお願いします。

（なお、この意見書代については、和泉市医師会に無料で協力を依頼しております。）



24 文科ス第 8 号
平成 24 年 4 月 2 日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各国公私立大学長
各国公私立高等専門学校長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項
の認定を受けた各地方公共団体の長 殿

文部科学省スポーツ・青少年局
久保 公人

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

このたび、別添のとおり、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年文部科学省令第 11 号）」が施行されました。

今回の改正の趣旨及び概要は下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

また、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、それぞれ所轄の私立学校、域内の市町村教育委員会及び所轄の学校設置会社の設置する学校に対し、本件につき御周知くださいますよう併せてお願いいたします。

記

1. 改正の趣旨

結核に関する知見の集積等を踏まえ、児童生徒の定期健康診断における結核の有無の検査方法の技術的基についての規定の改正を行うとともに、医学の進展等を踏まえ、学校における感染症の予防方法についての規定の改正を行うもの。

2. 改正の概要

(1) 結核の有無の検査方法の技術的基準について

児童生徒の定期健康診断における結核の有無の検査方法に関して、教育委員会に設置された結核対策委員会からの意見を聞かずに、精密検査を行うことができることとしたこと。

(2) 感染症の予防方法について

髄膜炎菌性髄膜炎を、学校において予防すべき感染症のうち第 2 種感染症（飛沫感染するもので学校において流行を広げる可能性が高い感染症）に追加し、その出席停止の期間の基準を「病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで」とするとともに、インフルエンザ等の出席停止の期間の基準を次のとおり改めたこと。

- ・ **インフルエンザ** 発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては、3 日）を経過するまで
- ・ **百日咳** 特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- ・ **流行性耳下腺炎** 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで

(3) その他

その他、用語の整理等を行ったこと。

2. 施行期日

この省令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行したことに。

お問い合わせ先

文部科学省 スポーツ・青少年局学校健康教育課 企画・健康教育係 電話番号：03-5253-4111（内線 2695）